平成２９年（フ）第９８５号
堺市北区南花田町377番地２　フォレストガーデンおおいずみ107号、前住所宮城県遠田郡涌谷町字蔵人沖名20番地３　コーポ蔵人102
債務者　田中　正樹
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０１３号
大阪府松原市三宅中４丁目15番20号
債務者　佐々木千草
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０６１号
堺市北区長曽根町1179番地６　長曽根団地１棟501号
債務者　尾戸井和弘
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１３８号
大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号、前住所京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町555番地
債務者　岡田　貞紀
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１３９号
堺市美原区阿弥474番地１
債務者　川内　淳子
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１５８号
大阪府高石市綾園６丁目３番29号、前住所大阪府高石市西取石５丁目10番18号
債務者　石口　繁
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６０号
大阪府大阪狭山市山本東1394－１　医療法人恒尚会兵田病院内、住民票上の住所大阪府富田林市甲田６丁目10番17号（３）
債務者　亀井　哲郎
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６９号
大阪府柏原市法善寺４丁目415番地の１　フェアモント205号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目４番７号
債務者　宮田　充
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７６号
大阪府松原市岡５丁目６番６号
債務者　井上　希
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２号
秋田県横手市羽黒町10番７号　ハイツあたご21号室
債務者　福岡　英利
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３５９号
函館市宝来町15番16号
債務者　山本　豊文
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
函館市美原２丁目19番１号
債務者　逢坂　純子（旧姓野崎）
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６４号
岩手県気仙郡住田町世田米字田ノ上59番地
債務者　菅野　勝人
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第７９号
茨城県行方市山田3006番地
債務者　吉田　治雄
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第８０号
茨城県行方市山田3006番地
債務者　吉田　光子
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１９８４号
愛知県半田市住吉町１丁目50番地　キャンパスひまわり405号
債務者　神谷　俊範
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２号
島根県出雲市白枝町197番地
債務者　吉水　佳世
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
松江地方裁判所出雲支部